

2.4 平成7年1月17日 阪神淡路大震災土砂災害 (1) 被災状況写真

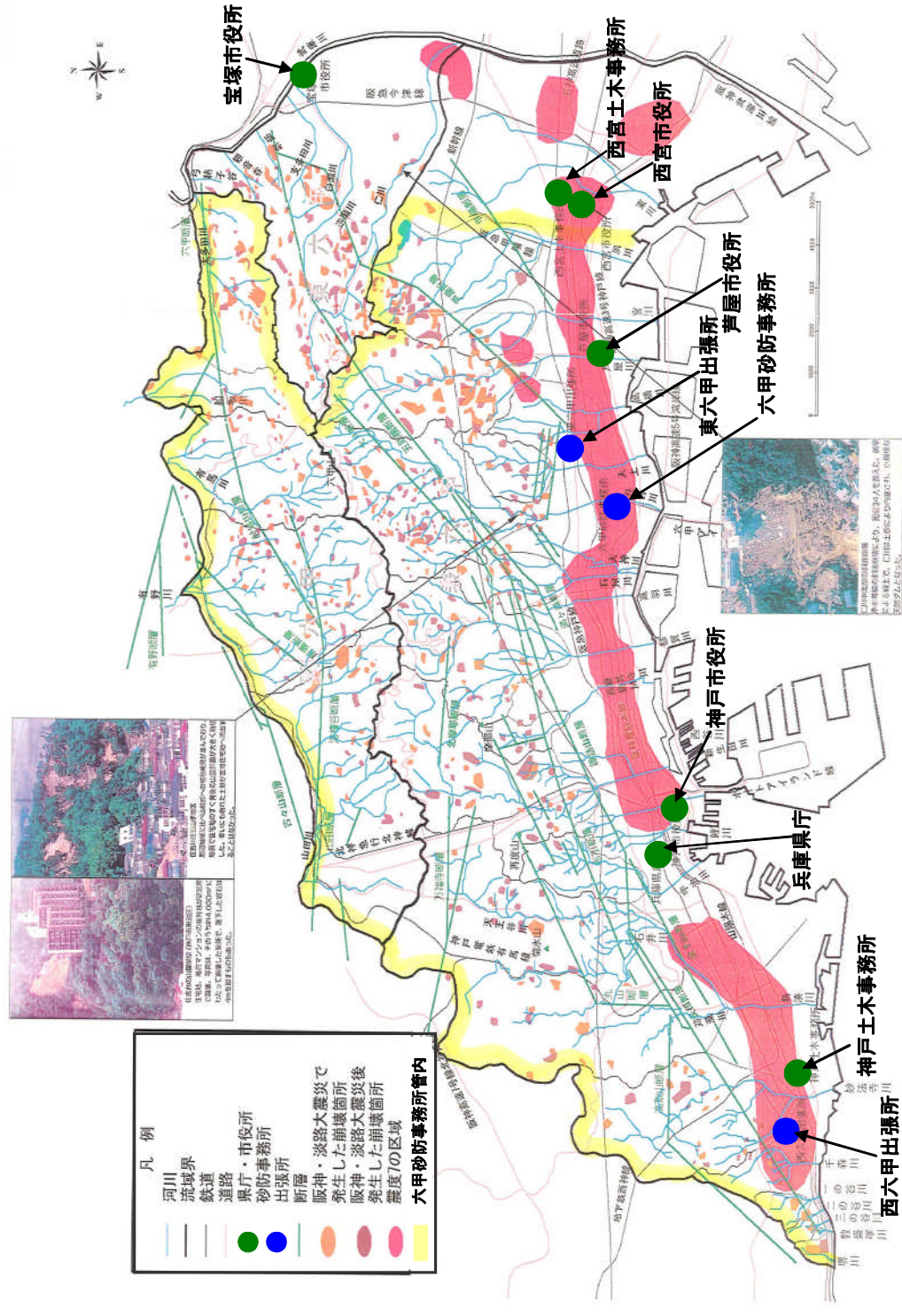


写真 仁川地すべり全景
(出典：国土交通省砂防部 HP)

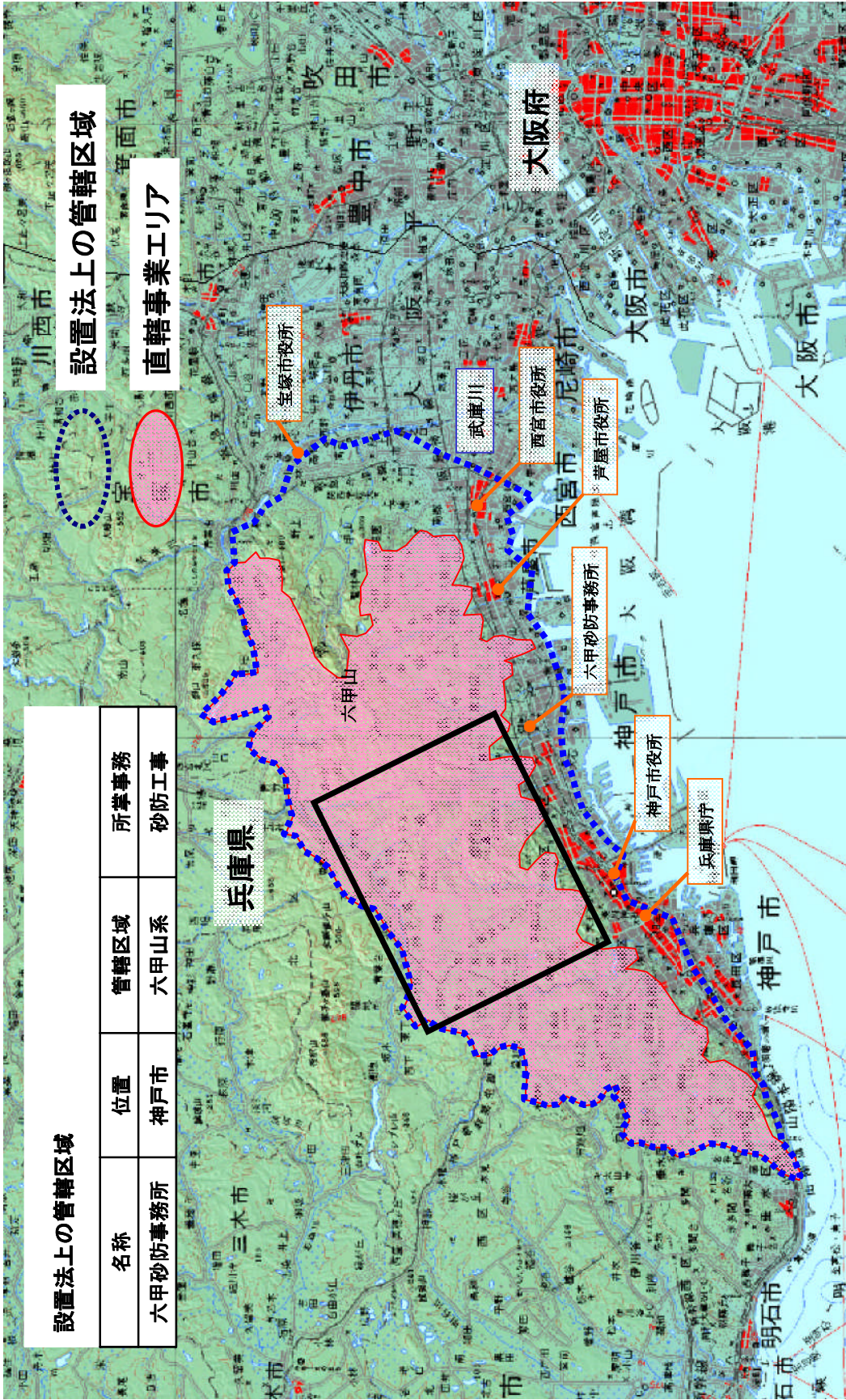


写真 住吉台山腹崩壊全景
(出典：国土交通省河川局 HP)

(2) 災害位置



六甲砂防事務所所管エリア



砂防指定地2条および6条 指定状況
(六甲山系(直轄事業エリア内))

直轄事業エリア

2条・6条指定

2条指定

東灘区

都賀川

新田川

住吉川

都賀川

(3) 対応状況（阪神・淡路大震災）

① 初動体制状況（六甲砂防工事事務所における1月17日の対応）

- 1月17日 6:00 非常体制発令。
- 1月17日 8:00 事務所職員参集者4名。17日の最終参集者は41名中12名(29%)。神戸土木事務所は夕方までに18名(30%)参集、兵庫県庁は全体の25%参集。
- 1月17日 9:30 本局、姫路より応援4名到着。
- 1月17日 10:00 職員による施設点検開始(交通渋滞により点検箇所が限定される)。
- 1月17日 10:40 「災害対策部」設置。
- 1月17日 14:00 セスナ機1機を確保し、六甲山系の被災状況などを調査。
- 1月17日 終日 周辺からの避難住民約450名の対応。

② 専門家派遣状況

- 1月18日 土木研究所、ヘリコプターによる崩壊地調査実施。
- 1月20日 (社)砂防学会、ヘリコプターによる調査実施。
- 1月22日 「地すべり等緊急支援チーム」による六甲山の踏査(総勢約260名,1200箇所)。
- 1月25日 (社)砂防学会による現地調査の実施。

③ 応急対策状況

- 2月1日 二次災害に備え、既設砂防堰堤の緊急除石（12箇所）、表流水浸透防止ブルーシート敷設、土留工、仮設落石防護柵等の設置に着手(国)。
- 2月6日 二次災害に備え、土石流検知ワイヤーセンサー設置（25箇所）に着手（国）。
- 2月9日 緊急砂防堰堤工事（25箇所）に着手(国)。

(4) 課題

① 事務所機能確保のあり方と広域支援

- 要員の不足。（地震発生当日(17日)の参集職員 41 名中 12 名。近隣への応援要請に対し被災と交通渋滞で要員派遣困難との回答。）
- 事務所設備の機能不全。（機械室電算機器類は転倒して直ちに使用できない状態であり、執務室も転倒した棚等で立ち入り困難な状態であった。）
- 通信設備（電話回線）の一時不通。
- 避難住民への対応。
- 応援要員の土地勘のなさ（平常時の準備）。

② 砂防ボランティアの活用（「地すべり等緊急支援チーム」260 名の派遣等）

- 専門的な知識を持つボランティアが、より機能を発揮できる体制の構築。
- ボランティアに関するリーダーの育成。

3 大規模土砂災害の課題の整理

① 大規模土砂災害発生時の国と都道府県との役割分担はいかにあるべきか

- 直轄が担当するエリアの内、外で国と都道府県はどのような役割分担とすべきか
 - 都道府県の支援要請を受けて行う対応と、支援要請を必要としない対応はいかにあるべきか。
- また、市町村からの支援要請について、どのような対応をすべきか。

② 災害発生直後の情報収集等について

- 災害発生直後の情報収集を迅速かつ的確に行うためには、上記の役割分担に基づき国と都道府県は、どのような対応をとるべきか。
- 市町村等関係行政機関が被災その他の事由で、機能に支障が生じた場合に、どのような支援体制をとるべきか。
- 収集した情報を適切に活用し、共有するための体制はいかにあるべきか。

③ 専門家派遣のあり方について

- 専門家の派遣体制の強化はいかにあるべきか。
- 専門家の権限、責任、身分等の位置づけはいかにあるべきか。また、派遣要請を受けて派遣する場合と自主的に派遣する場合で上記の権限、責任、身分等に違いはあるのか。

④ 災害発生直後の応急対策について

- 災害発生直後の応急対策は、上記の役割分担に基づき行うこととなるが、法制度上の改善の必要性はないか。
- 災害発生直後の応急対策を円滑に行うための平常時の準備はどのようにすべきか。

⑤ 災害対策用資機材等の確保について

- 資機材の確保について事前にどのような準備をしておくべきか。
- 上記運用を可能とするデーターベース整備や広域的な調整機能を確保できる体制はいかにあるべきか。

⑥ 砂防ボランティアの活用について

- 専門的な知識を持つボランティア（砂防ボランティア、斜面判定士）の活用はどのようにすべきか。その際の、役割、身分保障等はどうのようすべきか。

4 土砂災害防止に関する関連法令

大規模土砂災害危機管理に関する既存法

災害対策基本法 ー 災害対策の基本法 ー

目的：国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する。

ー 事業法 ー

対策工事や行為制限等によって、土砂災害を防止する。

砂防法（土石流）

指定権者：国土交通大臣

目的：治水上砂防のため

砂防指定地：砂防設備を整備する土地、一定の行為を制限もしくは禁止する土地

【 都道府県 】 2 条指定地

砂防指定地の監視

砂防設備の維持

砂防設備の工事を施行

砂防設備の管理

6 条指定地【 国土交通大臣 】

- ・ 他の都道府県の保全のため
- ・ 利害関係がひとつの都道府県にとどまらないとき
- ・ 工事が困難な場合、すなわち高度な技術が必要となるとき
- ・ 工事費が多額となるとき

地すべり等防止法（地すべり）

指定権者：主務大臣

急傾斜地法（がけ崩れ）

指定権者：都道府県知事

土砂災害防止法 ー 規制法 ー （土石流、地すべり、がけ崩れ）

指定権者：都道府県知事

国土交通省設置法 ー 職務に関する規定 ー

目的：この法律は、国土交通省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定める。